

平成28年度食の安全安心セミナー（大崎）開催結果

1 日 時 平成28年11月16日（水）午後2時から4時まで

2 場 所 大崎生涯学習センター（パレットおおさき）研修室

3 内 容

（1）講 演

【第1部】「誰もが食べている化学物質」

講師 内閣府食品安全委員会 村田容常 委員

口「食品の表示について」

講師 宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 主事 薩川貴弘

（2）質疑応答

○参加者

35名（ほか 事務局4名）

○意見交換の主な内容

第1部に関するもの

（問1）

ゼロリスクは無いという情報を得て消費者が選択できるかということが重要な点だろうと感じている。情報を得る機会を最大限増やす制度作りが大事だと考える。食品安全委員会として消費者が選択するという問題についての考えを教えてください。（消費者）

（答1）

今回のセミナーでは、食品中には多数のハザードが存在し、リスクもゼロではないが、充分ゼロに近いということを理解してもらえればよい。表示をする・しないは社会が決めること。

例えばしょうゆは、添加物を入れようが入れまいが、何百という成分・物質からできている。その中には、添加物として新たに認められるようなものもともといっぱい入っているが表示はされない。添加物として入れれば表示される。人間が意図して入れるものについてはコントロールできるので人間が決めればよい。食品安全委員会は入れて大丈夫なものを決めている機関である。

ゼロに1つ加われればすごく大きいですが、1000に1つ加わっても1001になるように、ベースを考えればもともと何百とか何万に1つ加わってもその量はものすごく少ない。食品安全委員会は、それが気にする量なのかを決めている。まったく気にしないでいい量よりさらに低い量に設定している。これを入れるかどうかは社会が決めればよいこと。（村田委員）

（問2）

ゼロじゃなくてもリスクがあるということの情報を得られるかどうかということが重要ではないか。（消費者）

（答2）

それはとても大事なことで情報は公開しないといけない。食品安全委員会ができた経緯であるBSE問題でもよく判っていなかった。そこで厚労省、農水省、食品安全委員会と3つにわけて、ここまでなら大丈夫というものを決めるのが食品安全委員会で、それに基づいて社会的にどうするかを決めるのが、消費者庁はじめ厚労省、農水省ということ。

委員会は、内容、議事録すべて公開している。それを見ていただくと残留農薬や添加物のひとつひとつの数値決まるまでにどういう議論があったか、どういう過程があったかがすべて公開されている。（村田委員）

(問3)

少量であれば安全とのことだが、少量でも長い間食べ続けることの影響についての考えをお聞かせいただきたい。(消費者)

(答3)

動物実験では一生食べさせているものもあり、実験的には担保されている。人間の場合は、人間の疫学データに基づき、例えば10万人レベルのデータで多い人・少ない人でどう違うかを統計学的に見ている。その上で危ないか・危なくないかということ判断する。

アクリルアミドなどは、そのように見て差は出てこない。だけれども気をつけましょうということ。科学的な話では、しょうゆの場合、何百とか1000といった物質で出来ているが、食べても何の影響も出ない。異物であっても排出されれば関係ない。あるいは一定の低いレベルで安定して、それが一生続く、それで影響が出ないということを実験で担保している。(村田委員)

(問4)

先日、別の講演会で塩は摂りすぎると高血圧や腎臓病になるし、とらなければ熱中症になる。また、ふぐは資格を持った人が調理すれば安全という意味でゼロリスクではないという話を聞いたが、今日のセミナーの話はこのことと同様の意味と考えて良いか。(消費者)

(答4)

塩は取りすぎるとよくないということで、量が問題という点で同じ考え方。汚染物質は摂らなくていいものが多い。ふぐは特殊で日本では食べるが、外国では禁止しているところもある。日本では昔から食べていたから食べる場合は安全に調理する必要があるということ。これが評価と管理の違い。例えば、鰹節は物質で評価した場合、国によってはその国の基準を超えることもある。(村田委員)

第2部に関するもの

(問1)

缶コーヒーの低糖という表示や栄養成分表示に記載されている数字を鵜呑みにしてはいけないと医者から言われているが、法律で許容されているということか。(消費者)

(答1)

糖分や塩分の低い旨やゼロカロリーといった表示をする場合は、基準で定められた下限値未満である必要がある。栄養成分表示については、分析値のほか日本食品標準成分表からの計算値も認められている。(宮城県)

(問2)

私たちが食品表示に関する法律、政令、規則等を調べることは可能なのか。(消費者)

(答2)

消費者庁のウェブサイトには新しい基準や消費者・事業者向けのパンフレットが掲載されている。(宮城県)

(問3)

産地偽装はどうやって確かめるのか。巡回での調査等を行っているのか。(消費者)

(答3)

行政機関によっては、巡回調査を行い原産地が正しく表示されているか確認しているところもある。県では、食品表示ウォッチャーからの疑義報告に基づき立ち入り調査を実施している。

(宮城県)